

周南市中小企業振興融資制度

「新型コロナウイルス感染症対応事業継続資金」の運用開始

～ 保証料・据置期間中の利子相当額を全額支援します ～

① 融資条件等

融資対象	周南市内に住所や事業所を有し、1年以上事業を行っている小規模・中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上等が減少しており、次の要件のいずれかを満たす方。 (1) セーフティネット保証の認定を受けたもの (2) 最近3ヶ月のうち、いずれかの1ヶ月の売上高が令和元年度以降の同月期の売上高に比して5%以上減少しているもの
資金用途	運転資金
融資限度額	2,000万円
融資利率	責任共有対象：年1.3% 責任共有対象外：年1.1% (据置期間中の利子相当額を周南市が補助)
信用保証料率	山口県信用保証協会所定の率 (周南市が全額補助)
融資期間	10年以内(据置期間3年以内)
取扱期間	令和3年6月16日(水)融資実行分～令和4年3月31日(木)融資実行分まで

② 取扱金融機関

山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、広島銀行、東山口信用金庫、商工組合中央金庫
(まずは、お取引のある上記金融機関へお問い合わせください)

③ 利子相当額補助金手続きの方法

手続きは、**取扱金融機関にて行います**

- 1) 「**新型コロナウイルス感染症対応事業継続資金**」の利用が、前提となります
- 2) **融資申し込みの際に、市への申請書類を金融機関へ提出**
- 3) 融資実行後に、取扱金融機関が、申請書類を市へ提出(期限:令和4年3月31日)
- 4) 市の審査後、融資資金運用口座へ**補助金(利子相当額)**を交付

問い合わせ

周南市 産業振興部 商工振興課 商工労働担当

電話 0834-22-8373

周南市 コロナ 支援

検索

